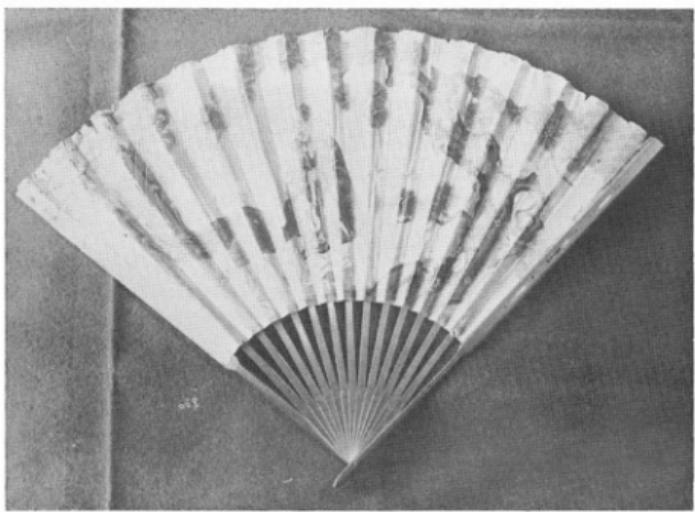


昭和 52 年度

文化財調査報告書

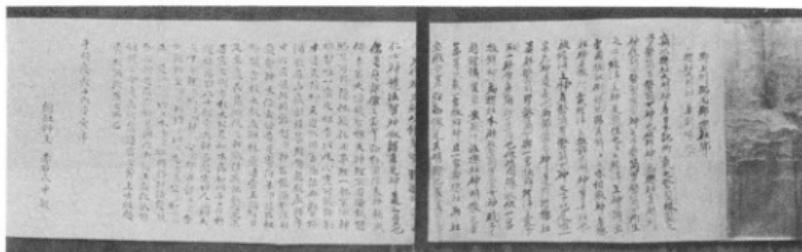
第 8 集

前橋市教育委員会

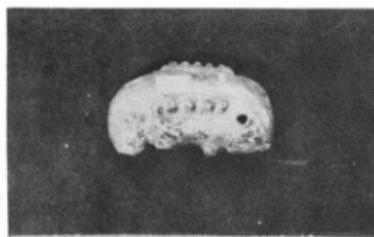


(妙安寺所藏 中啓 伝狩野山楽筆)

總社神社關係写真



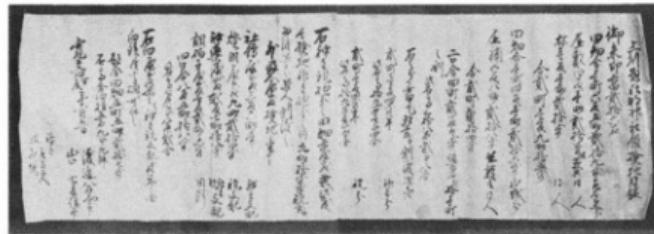
總社神社緑起



總社神社藏 子持勾玉



總社神社 雲板



上州惣社明神社領地目録(2)



芳賀東部團地遺跡(J - 9 号)
縄文時代敷石住居跡



芳賀東部團地遺跡(T - 1 号)
製 鉄 遺 構



山王廃寺跡第四次
埴輪転用 の 特 殊 施 設



山王廃寺跡第四次
掘 立 柱 建 築 遺 構

は　じ　め　に

本市の社会教育課に文化財保護係が新設されてから早くも四年の歳月が経過しようとしています。この間、文化財保護係は、市民各位や関連部局の理解と協力によって、各種遺跡の発掘調査、史跡等の保存整備事業、そして、文化財の活用に関する諸事業を次々に実施し本市の文化財保護行政も漸く軌道にのつたかの感じがあります。

とりわけ本年度においては、芳賀東部田地遺跡の発掘調査が昨年度に引き続き実施され、約五・五ヘクタールにも及ぶかつてない広大な地域の調査を実施することができました。また、四十九年度より継続して実施している史跡山王廃寺跡の発掘調査においては、塔跡の北方約一町の地域に、長大な建築遺構の存在を確認し、これが、僧房あるいは食堂とも推定されるなど学術的にも大きな成果を得ました。他方、文化財調査委員の先生方にによる調査も積極的に進められ、本年度は特に前橋藩主酒井氏との関連の深い真宗の名刹妙安寺を対象に実施されました。これは“城下町前橋”をテーマとして行なわれた文化財展、文化財めぐりおよび講演会と併せて、江戸時代の前橋についての理解と認識が一層深められることとなり喜ばしい限りです。

しかし、反而、大変残念なこともあります。それは、文化財調査委員尾崎吉左雄先生を失ったことです。尾崎先生には、戦後間もなくの頃から、文化財保護について、何かとご指導をいただいておりましたが、特に、四十九年以降は、文化財調査委員として、文化財の調査と研究・保護および活用の各方面にわたり、常に適切なしかも有益なご意見をいただき、本市の文化財保護行政推進の原動力でありました。六月に行なわれた妙安寺の総合調査の折には、元気なお姿で熱心に調査・研究に当らっていましたが、それが計らずも先生の最後の調査・研究活動となってしまったことを思ふと、誠に哀惜の念溢るばかりでございます。

ここに刊行された前橋市文化財調査報告書第八集は、今は遺稿となってしまった尾崎先生の妙安寺に関する報告書を中心に、同寺の文化財目録、五十年度に実施された総社神社調査報告書(1)、更に、今年度行なわれた芳賀東部田地遺跡および山王廃寺跡第四次発掘調査の概報を併せて集録しました。改めて、尾崎吉左雄先生の逝去を惜しむと共に、本書が本市の文化財を理解する一資料となり、ひいては文化財保護の一助となれば幸いと存ります。

昭和五十三年三月八日

前橋市教育委員会

教育長　金　博　之

目 次

はじめに.....	教育長 金井博之
一、東本願寺御影堂安置親鸞上人木像遷座一件.....	尾崎寛左雄.....
二、妙安寺總合調査報告(一).....	18
妙安寺所藏古文書・記録・書画・什宝類總目錄	
三、織社神社關係調査報告.....	
1 織社神社所藏文化財	
古 文 書(1)	
工 芸 品	
2 考古資料	
赤石家所藏古文書	
四、昭和五十二年度埋蔵文化財調査概報.....	
芳賀東部団地遺跡	
山王廢寺跡第四次調査	

一、東本願寺御影堂安置親鸞上人木像遷座一件

尾崎喜左雄

本稿は前橋市文化財調査委員会事務局先生が昭和二十年代後半に妙安寺の調査をされた際執筆されたものです。

それから二十数年経った五十二年五月、前橋市教育委員会では改めて同寺の調査を行う機会を得ました。その際、尾崎先生は他の文化財調査委員の先生と共に大変な熱意を持って調査にあたら、膨大な資料をひとつひとつ丁寧に記録していましたが、その姿が今も脳に浮ります。その後先生は病を得て、五十三年一月四日遂に不帰の人となられてしまい、本稿は計らずもの遺稿となってしまいました。

本稿を印刷するにあたり、尾崎先生には補筆していただき機会が得られなかつたため、共に本市文化財調査委員である山田武麿先生、に資料の検討をしていただきとともに、本年度の調査で新たに発見された資料の解説をお願いしました。

姿そのままで、中には切封を結んだままで保存されているものもあり、宛然書翰様式のサンプルを見るような状態である。

又、妙安寺には数種の記録類が伝えられている。いずれも歴代の住職の手に成ったものであるが、中に「筆録」と記されているものは住職成賢が書き残しており、右の親鸞木像遷座一件につき詳説している。その内容を摘要すると次の如くである。即ち、

妙安寺に伝えられた親鸞自作の木像を、東本願寺初代の法主教如より懇望され、徳川家康、頼朝城主酒井河内守重忠、本多佐渡守夫人壽林の仲介により、慶長七年十一月十五日既橋から京都へ持参し、東本願寺御影堂へ納めた。

というのである。この親鸞木像の遷座にいたるまでの経緯は、右の「筆録」にまとめてあるが、その奥書きに

右年老ノ積ル毎當ニ後ノ世ノ形
見ニモナラント拭老眼記之ヲハリス

干時万治二己亥曆三月十有八日

妙安寺開基最頂院成賢院家

七十四歳

とあり、文中に

一 荷徳院大僧都右ノ品々細カニ記シ被置

跡ニ慶安三年三月三日火災ニテ焼失ス

然ニ墨老年幼年ヨリ見寛ヘ荷徳院唱ノ

通対タル事亦予カ記置タル事ヨリ

見集メ右ノ趣荒増書記スモノナリ

とあることより、「筆録」の信憑性も自ら決定する。「筆録」の筆者

この妙安寺に伝承されている付宝類と共に、かなりな文書が残されている。その一部にはこの付宝類の由来を物語るものもあるが、それと共に、東本願寺御影堂安置の親鸞上人の木像の由来に関係する一連の文書が存在している。この文書の一部は表裏されているが、大部分は書簡の

一、木像の由来

「筆録」の巻頭に「成然上人絶州三村ニ一寺ヲ草創シタマヒテ、祖師御付属御真筆ノ弥陀如来ノ尊像ヲ、弥陀堂ヲ建立シタマヒテ、本尊ニ奉安置、祖師聖人御付属御自作ノ御寿像、御影堂建立仕ア安蔵シタマツルナリ。御長ケ御頭上マテカサ子サシニ尺七寸ノ像ナリ。」とある。妙安寺では淨念とは記さず、殆どすべて成然とみえている。この成然なる名は弘長三年紀銘の「成然上人遺文」の署名にみえているが、この文書自体の眞実性に疑問がある。しかし、成然なる名は、歴代の僧名の多くに「成」の字が付してあるので、其の存在は一応認めべきであろう。

この「成然上人遺文」の中に、親鸞が貞永元年帰洛ノ勅、貴房ハ関東ニト、マリ辺鄙ノ衆生ヲ化益シタマヘトノタマフ、子別ヲ悲、供奉シ中サンコトヲ子カフ、師ノ仰ニ我京ハカヘリナハ誰ノ人力カ行化ヲタスケンヤ、子カハタハ貴房閑東ニト、マリ、念佛ヲ弘宣セラレヨトノタマフ、（中略）仰ニシタカフヘシト申ケレハ箇モ音ヒタマフ、殊ニ親鸞ナレハ形見ヲマイラスヘシトデ、壽像ヲ自ラ刻ミ、付属シタマヒ、（中略）九十字ノ名号ヲ書シ選擇集等其外所持ノ數品ノ授與シタマヒ、子ニ妙安寺トタマハリ、上落マシキとみえており、「筆録」もこの伝承に従つてあるようであるし、この後に成立した成惠の「筆記」も、その伝承をふえんしたに過ぎない。

右の遺文の「殊ニ親鸞ナレハ形見ヲマイラスヘシ」ということは、「筆記」には「祖師聖人ニ當寺開基成然上人御親鸞御山號也、成然上人御父中務少輔良賀朝臣之室也、八幡太郎義家御孫女對馬守源義親御女也、聖人御母吉光公之御妹也、従之聖人成然上人ハ御從弟也」と説明しているが、「筆録」には見えない。尚、これらの記録の外に「一谷山最頂院妙安寺本尊縁起」なるものがある。この縁起の成立は、その奥書には

悟詰ヲ集其文殊基愧シ、シカシナカラ童蒙ニイタルマテ悟リヤスカラ

シメント五 文保二癸巳曆六月廿八日謹書之

妙安寺第十五世

法印大僧都釋成空（花押）

とみえているが、この縁起には以上の如き由緒は一切のっていらない。この縁起の成立は「筆録」成立以前六十六年である。実は木像遷座の一件は右の成空の時代のことであり、文保二年は木像遷座の年より九年前である。又、成空が横田河内守重忠（重忠）の招きに応じ、下総三村の地より川越に移ったのは天正十八年であり、それより四年目が文保二年で、「妙安寺縁起」が成立している。妙安寺の由緒を物語るものとしての記録は、「成然上人遺文」より後は、この「妙安寺縁起」が初出である。

右の如く妙安寺の由緒については、尚多くの問題をはらんでいる。木像伝來の背景たる妙安寺の消長、猿島門徒の動静についても、下総猿島郡三村の妙安寺により詳細な調査を必要とする。前橋の妙安寺、三村の妙安寺は江戸時代を通じ、大正年間まで一体であったが、現在は一寺となり、全く別個の存在である。昭和二十五年正月、前橋妙安寺住職九條彰興氏の案内で、三村妙安寺を訪ねたのであるが、詳細なる調査は得られなかった。しかし、三村妙安寺の聖徳太子孝養像は鎌倉時代の作と推定しているが、稀に見る逸品と考えられる。又、伝住吉慶首筆の太子絵伝を伝えている。これら伝世の由来も、前橋妙安寺においては、先々代が三村に隠居していたままの遺品と称している。

これらの経緯は後の機会に譲り、本稿においては親鸞木像に関する問題に纏つて置く。要するに、妙安寺に親鸞自作の木像と称されるものが存在していたことから出発する。

二、木像遷座

先にお断りしたように、「筆録」を基にして、一件書類をならべて置く。

成空書状

(包紙)

荷徳院大僧都書翰貳通

他見無用

自其元前様。

御分別被成ゆて

御披露額入い以上

雖未申承い船林

祐玄上落波申い間

幸存一書申入い内ニ

誠ニ上落申い又以使僧

申上度ニ得共祐玄被有

ハ、爰元不自由詠ニ

可申様無之ゆ然者

木像之御影様○先

祖淨念坊以來御番、

申い得失終ニ不申上候

然而 御代替ニ

ひ之間懸ニ御上落申上度

雖存右之分ニひ之間何共

不被成ゆ問其元如何様

奉懇ニ委曲彼人可

被申い恐ニ謹言

（包紙）

横田河内守重忠書状

細井惣左衛門様

五

自三村

妙安寺

（整理番号 一〇八の二）

教如上人書状

尔後者絶音問ひ

弥御堅固ニ哉然若

妙安寺嚴其地ニ御呼

御懇給令祝着ニ於

当家格別之古跡ニ

御座ニ問此上宣願存ニ

且又妙安寺安置之

開山本像我等盼望付

貴下ニ茂御取持給

泰存ゆ恐ニ謹言

八月十三日 光壽（花押）

酒井河内守殿
御右

（整理番号 一八〇）

木像御影様差上御

当寺總門徒へ被成下付

御印書

黒印

妙安寺安置

御開山木像之

御影様今度

御財様へ可被差

上付各御馳

走被申旨御音

悦思食亦勿

可被運觀志事

尤專用旨被印

出ゆる爲其被成

御印ひ也

横田河内守

正月晦日重忠（花押）

既稱妙安寺
總門下某中

（整理番号 一二四）

刑部卿法眼頼達書狀



今度思召^{セイコウ}以

貴寺地内之坊主

不残永々威儀被成

御免^{ヨミ}外間可彼得

其意^{シテ}爲其被成

御印^{ヨウイン}也

刑部卿法眼

霜月十一日頼達^{ヨリタカ}（花押）

妙安寺

刑部卿法眼頼達書狀

（整理番号 九〇）

猶^シ娘子^{マメ}武松^{ムソン}被^{ヨリ}命^{タマ}付^{スル}

可有頭戴^{ハサヒ}以^シ

木像御影様上^セ

可被申旨神妙被思

召^{ハシ}就^{ハシ}其被成^{ハシ}御印

書^シ猶^シ以^シ被告應

早速守^{ハシ}被申可被

罷上事專用^{ハシ}將又

其方身上之機望於

在之者可被仰付か恐々
謹言

端月晦日 領達（花押）

妙安寺殿

御下

横田河内守重忠・寶光坊唯宗連名書状

（整理番号 一四）

（包紙）

木像御影様共上御横田河内守来翰貳通、河内守宝光坊連名状壹通

他見堅無用

由一段迷惑被仕
當三月頼成丙上
三河上宮寺殿を御頼
頼成寺方、難蟲被懸
仰々由一段迷惑被仕
當三月頼成丙上
洛江にて門石之趣

御勤様可被中上之由

心処我等兩人種々

頼成寺令愚見先々

押置申ゆ何とて今更

ケ様なる御迷惑共ゆ哉

不審。存江戸三人

四人之衆も別而御肝

腹之儀、貴寺御身

上大切との御事。い

頼成寺も如何程其方

御不如意之通於此表

被成其毎度之儀ゆ問

其類当分為御扶持

娘子始收被遺候

其後 御影様被成
然者先年上木像様
達被成御下向ゆ之恩無
御參り如何無御心元存
龜令啓い其以来御
無音財存之外ゆ仍
去々年 御勤様江戸
以上

横田河内守
寶光坊
妙安寺殿
玉座下
重忠
唯宗

御免在京中も種々

忝御仕合共はや御

失念ひ哉御勿駄か

諸御存分ゆハヘ御上落

ゆて可被仰上ゆ其以来も

内ニ御身上御取成申

事干今我等之儀

無疎略か次貴寺

御同宿行信と申者

彼御審願成寺

手前ニ有之由寶光坊

申ゆと亡語仕之様ニ承り

言語道断之事ゆ

急度可被仰付ひ

猶期面之節ゆ恐ニ

謹言

横田河内守

四月十日 重忠（花押）

寶光坊

唯宗（花押）

妙安寺殿

玉座下

（整理番号

一一六の二）

猶々 木像様自

准如様御望驚入

拟々無冥加御事ゆ

御身様御案外之至

思召ゆ以上

御書通令披見ゆ

然者貴寺安置之

木像様之儀 准如様

御身様之旨其頃江戸

管福寺を以費等

被仰遣ゆ処其方既

無御用付重而御使

被遣御身望故貴寺

一段迷惑被存其刻

内府様ニ内ニ御伺外

处亦承引有之間

敕旨被仰ひ付其段

被及御答ゆ段委細

被仰上 御身様

御安心。被 息名候

貴寺^ニ兼而被蒙

仰ひ通 御本寺^ニ

御開山様御自作之

御本様御安置無之

而^ニ不可詫之御事ゆ

丸方種^ニ被抽忠

節^ニ事如何程御額

母敷參 思召編

可為興隆之由

御意ゆ此上大切

御事其方幾重

御頼思召ひ右之趣

宜中進之由被仰付

貴寺御身上

御取様別而無御跡

略ひ搜々御仕合之

事ひ猶々期面上之

節ひ恐々諱言

下間按察使

八月三日 賴龍(花押)

一月四日 賴龍(花押)

下間按察使

妙安寺殿

机下

机下

(整理番号 一五)

妙安寺殿

(整理番号 四)

本多佐渡守泰耆

(折紙)

机下

(整理番号 一五)

下間按察使法橋賴龍書狀

端書無之

態令申ひ仍貴寺

安置之 御開山

木像御影様可

被光上旨神妙^ニ被

恩召被成 御感付

為御替御伝來

蓮如様御筆

等身御影今度

被成御裏被下ゆ可有

頂戴ひ猶以早速守

被申可被罷上事

肝要ひ委細之義

兩人之御使者可為

演説ひ恐々諱言

机下

机下

妙安寺殿

机下

机下

(整理番号 一五)

机下

妙安寺殿

机下

御紋幕被遣旨今
御紋被下之ひ勝手
可被相用ひ仍執達
如付

慶長七年
三月九日 在花押
本多佐渡守

上野國駿橋
妙安寺御坊

横田河内守重忠書状



今度自 内府様
大像之御影様
御跡様可被差上之旨
貴寺御使者被下御紋
付之御幕并大判金
被致頂戴其上賞寺
御紋御免之由具
被申上通及言上之處

御跡様一段御滿悦之
御事。ひ 内府様在
宣被仰進との御事。ひ
弥守被中可為上洛旨
仰之事。ひ猶又黄寺
事於 御本山水々
御如在有之間數旨
御意ひ為其被成
御印ひ也

五月廿七日 重忠 (花押)
横田河内守

妙安寺
玉床下

横田河内守重忠書状

御札令被見ひ
木像御影様早速
守被申可為御上洛
盼道中往来不
自由。付延引之旨
委縫御紙面之趣
遂言上亦勉尤之
至。思君以此上。

(整理番号 一一一)

無御油瓶守可被中儀

肝要之旨

御意ハシメテ御上洛之

節期面上ハシメテ恐ニ

謹言

横田河内守

十月廿日 重忠 (花押)

妙安寺殿

御印

教如上人書狀

(整理番号 一一六の一)

横田河内守重忠書狀



御開山聖人
本像御影様
今度妙安寺
守被中無部
御京着御堂
被成御遷座ハシメテ
各有難可被存ハシメテ
就其妙安寺事

以采茂名於
馳走者可為與
謙之旨

御意ハシメテ為其
被成 御印ハシメテ也

三月七日 横田河内守 (花押)

略者也

形見授母之木像御影

今度我等依望被抽懇志

至福興謐弘法經有候

因於其寺義永不可有隙

略者也

本願寺釋教如 (花押)

慶長八年三月七日

上州群馬郡既機
妙安寺釋成空大僧都

閑東

御末寺衆御中
御門徒衆中

(整理番号 一二九)

下問接察使頼龍書狀



今度

木像御影様守

被申上落神妙之

至有難被

思召レル

就其諸國御末寺并

御門下ノ奉加之儀水ミツシ

被成御免スル可被

得其意スル為其被成

御印シハ也

下問接察使

三月十六日 頼龍(花押)

横田河内守重忠書狀

妙安寺

(整理番号
一〇)

高須隼人様タカスズメノヒト
御報

横田河内守
四月廿日 重忠(花押)

(整理番号
五)

翌々外の貴様亦而
堅固之出塗重存シテ
尚期後音之時ハシマ

以上

木像御影様守被申

下問接察使頼龍書狀

妙安寺上落之節
預芳札令拝見スル
如仰聞山木像之、
御影妙安寺守被申

無審京着。而還

座・相濟御門跡

別而被致滿悅シテ御

紙面之趣披見被申

御念入之儀被存スル

妙安寺守御門主

別而懇シテ而着用之

衣軀給於被守諸

役承スル免許之事。シテ

委細妙安寺可被申

述之間不能詳シテ

宣被仰上可被下シテ

恐惶謹言

上洛貴寺種々被抽

忠節ハシマツ不淺有難

被思召偏ハシマツ興隆之

至被成御感ハシマツ仍今度

純金御紋御製表

精好素嗣ハシマツ被下ハシマツ向後

着用可有之旨

御意候為其若

斯ハシマツ也

下問拔察使

正月十四日 領讐ハシマツ（花押）

妙安寺殿

橫田河内守重忠書狀

於貴寺御堂

御座拝領之儀

御望之通及ハシマツ上ハシマツ

處則被下ハシマツ之ハシマツ條

向後勝子ハシマツ着座

可有之旨被

仰出ハシマツ恐ハシマツ謹

一 橫田河内守
六月十一日 重忠（花押）

妙安寺殿

下問刑部法眼類總書狀



今度貴寺御縁仏

持來奇端具被申上

被成御感ハシマツ

靈像御事望之通

本尊安置可在之面

御意ハシマツ為其被成

御印ハシマツ也

下問刑部法眼

六月一日 領讐ハシマツ（花押）

妙安寺

下問刑部卿類總書狀

(整理番号 一)

態令申小連ハシマツ熱

功被成御感ハシマツ

無恙其地近御越

家士ハシマツ以被申上ハシマツ趣

(整理番号 七)

被成 御滿悦ゆ

御静謐相成ゆ付

煩惱可在之旨就其

御召御與被遣ゆ

拜受可有依用ゆ

恐々謹言

下間刑部卿

六月四日 賴總（花押）

妙安寺殿

机下

（整理番号 一一一）

下間接察法印頼龍書狀

端書無之

態令申ゆ今度

思食を以式文拜祝

向後被成 御免ゆ

說方願得寺伝授

遣之ゆ様可被

仰付ゆ就其当年

報恩誦中登高座

可被 仰付由 御意外

猶以肝要ゆ恐々謹言



多賀左京進外四名連名書狀

下間接察法印
八月四日 薦龍（花押）

妙安寺殿

御右

（整理番号 一六〇）

貴寺自余相昔

格別御由縕付依

御望御堂内

御本山之通被成

御意ゆ條有雖被存

向後可被得其意候

為其被成

御印候也

多賀左京進

西川右馬助

三頤（花押）

栗津右近副

妙安寺殿

机下

（整理番号 一一二）

下間接察法印頼龍書狀

端書無之

態令申ゆ今度

思食を以式文拜祝

向後被成 御免ゆ

說方願得寺伝授

遣之ゆ様可被

仰付ゆ就其当年

報恩誦中登高座

可被 仰付由 御意外

猶以肝要ゆ恐々謹言

多賀左京進

元房（花押）

栗津右近副

元昭（花押）

下問治部卿法橋

楳祐（花押）

上野國群馬郡

妙安寺殿

妙商

栗津右近尉元昭書狀

（整理番号
一七）

猶々御念入の御紙

面之趣御門主被見

被中候私方と能く

相心得可申述之旨

御座以上

妙安寺上洛之節

預貢礼奉存

如仰其後者不得

御意背本意存

仍妙安寺儀

河内守様通々被

懸御目小段 御門主

別而嘉悦被存

且妙安寺儀格別之

寺納付此度堂向

本山之通被免様

被成度趣 河内守様

栗津右近尉
六月十五日 元昭（花押）

関主税介様

貴報

（整理番号
一一一）

多賀左京連外四名連名書狀

廿四輩六番上野

厩橋妙安寺御堂向

御本山之通被成

御意付各以書付

被中上ひよ妙安寺

開基成然上人者

御開山様御残煩故

自往古自余替

御取扱い殊

本山之通被免様

被成度趣 河内守様

御寿林御恩被仰
之通御寿林より此方へ
具被仰越小旁以為
宗門非頼本山之通
丙堂免許之事

此改宜御沙汰之様

御機御座の茶曲

妙安寺可被申述候

恐惱謹言

本像御影様被差

上候付從

先門様格別被

仰付候間左様可有

御心得ゆ恐々謹言

多賀左京進

一月廿八日 白頭(花押)

西川右馬助

三順(花押)

栗津勝兵衛

元房(花押)

栗津右近

元昭(花押)

下間治部卿法橋

賴祐(花押)

廿四輩

御末守兼中

(整理番号
二二八)

多賀主膳正外一名連名雲狀

貴札奉致拝見候

其元弥衡無事之由

珍重被存候 兩御門跡

堅固御座候間可御心易候

就其殿稱妙安寺事

先頃在京中御門王

別而懇々面巡讀寺道

荷德院同様被申付候

右之段貴様別面

御満足之旨 吏應為

御礼御飛札殊真誠

抬把宛向御門跡被進

不淺滿足被存候御紙

御免被成卜候様御願
上候處自余相替候儀
被忠召上御願之通
被成御免候為其

如此候也

十一月六日 直記(花押)

駢橘

妙安寺殿

(整理番号
六)

面之種兩御門主被見
被申御慶應之至能々

相心得可申述旨御座候
貴様御事者御門跡別而

大切被恩召候旨善尤
被存候幾重も相心得

可申入旨候恐惶謹言
被申御慶應之至能々

可被得其意候就其
被顯御印候也

多賀主膳正

正月廿日 以重 (花押)

八尾右京達

重口 (花押)

西川左馬助

元口 (花押)

多賀主膳正 以重 (花押)

栗津右近附 元昭 (花押)

下河辺甚左衛門様 資報

多賀主膳正 以重 (花押)

妙安寺殿 元昭 (花押)

上州群馬郡延續 妙安寺殿

宣如上人書狀

(整理番号 八)



多賀主膳正外二名連名書狀

爾來絕音問候
愈御厚難候哉承
度存候然者既稱
妙安寺指命變易
三村除地貴下御取
持。而妙安寺儀

御朱印首尾能

致頂戴於我等茂令

祝着候恐々謹言

四月一日 光從 (花押)

酒井雅楽頭殿

御右

御開山様御筆
六九字小幅名號
今度石摺 = 被孚
御門徒中 = 被致授与
度之旨御望之通
被成 御免候間

妙安寺殿
床下

下問接察法橋類龍書状

昭和五十一年度総合調査時発見資料(一)

此外不申ひ

熊令啓ひ其以来。
御無音跡存之外い仍

去東 御駒様江戸通
被成御下向ひ之廻貨寺へ

御立寄種ミ御馳走ミ

懇情不浅 思召宣

申進之由被 仰ハシマリ然者

貴寺安體之

木像御影様可被差上付

御惣有之由各其沙汰ハシマリ

御駒様一段被成 御感ハシマリ

就其委細之儀以使僧
可被仰上旨御申之處

干今無其儀如何無御
心元存ハシマリ早速可被仰上付

具ハシマリ御使ミ申含ハシマリ恐ミ

頌言

下問接察法橋

十一月十日

頌龍(花押)

下問接察法橋類龍書状

(包紙)

木像御影様差上砌

下問接察法橋來驗二通

此外不申ひ

熊令申ハシマリ仍妙安寺

安體之 御開山木

像之御影様之儀可

差上之旨被仰下ハシマリ知

其方被入馳走被

申ハシマリ通願西ミ言上之趣

令遂披露ハシマリ處一段

被成 御感ハシマリ猶以其元

別而於馳走者可為與隆ハシマリ

委願西申含ハシマリ恐ミ謹言

下問接察法橋

吉原藤左衛門殿

維古無之

(整理番号 七〇)

机下

總令申ひ 木像
御影様可被差上付

先年御上洛之跡、
種々御懸之御事共

去ニ年、存御替
格別之 等身

御影様其□以御
使者被下當奉

自 内府様貢守、
御使者被下其頃著

從 御本山御印書
被遣ハ廻守被申御

上洛之儀 貴様延引
如何無御心元ひ

御取様御不審
思召ハ間貴寺事

御取成申儀我等無
疎略ハ急守被申

御上洛御尤、
面之節ハ恐々難言

久々可申様も無之段々
及延引申ひ押付

守申上洛可仕ひ何分
其元宣御披露奉望珍

八月三日 横田河内守
重忠(花押)

成空書状

(包紙)

本像御影様差上付 横田河内守

荷徳院僧都書翰之□□一通

以上

尊書故拝見凜然ハ

木像之御影様可差上義

段々延引之旨

御坊様御不審被思召由

被仰下ハ雖然格別之

等身御影様拝領仕體

難有儀共其上從

内府様御使者被下少も

御如在申所存無御座ハ

併道中往來不自由

ハ右之報故

久々可申様も無之段々

及延引申ひ押付

守申上洛可仕ひ何分

其元宣御披露奉望珍

二、妙安寺総合調査報告(一)

九月十一日 法印僧都成空(花押)
妙安寺

横田河内守殿
御披露

(整理番号 七九)

妙安寺は千代田町三丁目三番三〇号に所在する浄土真宗大谷派の名刹である。慶長六年酒井重忠の厩橋移封と共に下總よりこの地へ移り現在に至っている。妙安寺には多數の古文書、記録、書画、什宝類が所蔵されており、研究者の間では以前より同寺の悉皆調査の必要性が唱えられていた。そのため、前橋市では同寺所蔵の文化財の保護と活用を図るため、同寺住職九条成英氏のご協力を得て前橋市文化財保護条例に基づき、文化財調査委員による悉皆調査を実施した。

調査期日 昭和五十二年五月二十三日・二十四日・二十八日・二十九日・三十日

昭和五十二年六月一日

調査の対象

妙安寺(住職九条成英) 所蔵文化財

調査者 前橋市文化財調査委員(五十音順)

尾崎喜左雄

中沢 右吾

松田 篤松

丸山 知良

山田 武蔵

調査の方法

調査は悉皆調査を目的として行い、同寺所蔵の古文書・記録・書画・什宝類等全てに整理番号を付け、カードを取り、日録を作ると共に写真撮影を行い記録化を図った。

妙安寺所藏古文書・記錄・書画・什宝類總目錄

十月	十一日
九月	八日
五月	朔日
二月	五日
七月	十七日
十月	十五日
七月	二日
七月	十四日
十月	三日
六月	三十日
十二月	七日
七月	一日
七月	一日
七月	一日
十一月	六日
九月	八日
二月	二日

即前南^乙 率妙字 多 妙
橋 爾 安 安
應 妙 爾 安 安
院 寺 因 相 寺 相 優 寺

常教寺・若徳寺 池尾伊織・横田内記
真榮寺・柳原院 橋田大膳外一名
御納戸方会奉行兩人森村宗栄外一名
下間大藏卿右久府院三郎孫平松前右
御納戸方会奉行兩人森村宗栄外一名
下間大藏卿右久府院三郎孫平松前右

七四	受け取り状(銀二五七九)
七五	本多佐渡守奉賜状 (御教幕下奉賜状)
七六	妙安寺養子についての書状
七七	無
七八	寺村復旧についての祝状
七九	成(木像空印表差し上げについての書状)・書状
八〇	鑑役就任についての祝状
八一	志納金についての印書
八二	信濃院釋迦寺へお立寄りの際の横田河内守よりの書状
八三	清光院書跡
八四	妙安寺の本堂の向きについて本山と同じ向きをとることについての許可状
八五	本堂の向きについての許可状
八六	妙安寺中務卿即日内陳御免御書立
八七	妙安寺中務卿金入輪袈裟御免御書立
八八	五百回忌の第二四駕へ御免物覧
八九	実起公書
九〇	実起公書
九一	実起公書
九二	実起公書
九三	実起公書
九四	実起公書
九五	実起公書
九六	実起公書
九七	実起公書
九八	実起公書
九九	実起公書
一〇〇	大納言よりの書状
一一〇	即性院性生につき番賞札状
一一一	林文書

本證寺宮殿許可についての書状

三 村 門 使 宛 書 状
(德木像御影差出に關する書狀)

御健役仰付けられし折の書状

免許料金の書状
御朱印に関する連

樹
田河内守重忠書状
(木像御影兼上について当寺総門徒への印書)

四
歸

橫州洞內守重忠書狀

横田河内守重忠書状
(延期の書状に対する返書)
横田河内守重忠・宝光坊唯宗連名書状

御體從御出に因する書狀

御朱印下付につき本山触状

整理番号	標題	年次	備考
(一八八〇)二五三〇三四七一五三の一	一谷山記録 八冊 著録(景良院成賢筆) 妙安寺古系図 近衛三蘿院殿消息一帳 御所造營記録	万治二年三月十八日 卯月十四日	寛政元年

記録

一一〇	宝物焼失をまぬがれた通知	栗津右近
一一一	福音樹吉和算楊枝指	
一一二	東本願寺家老示達	
一一三	成賢拾骨に関する指令	
一一四	内藤平左衛門書状	
一一五	妙安寺覺法寺争いに関する書状	
一一六	忠伊書	
一一七	来訪に対する挨拶状	
一一八	無題	
一一九	多賀左京進外四名連名書状 (三四輩末寺宛諭達書)	
一二〇	御影遼座宣如上人添状	
一二一	御影遼庄教如書状	
一二二	付法物出品願	
三月十二日	前稿妙安寺門徒衆	
九月〇日	妙安寺御附衆下	
六月十四日	内藤平左衛門	
正月二十九日	外七名	
六月二十五日	稱通伝左衛門	
一月十八日	妙安寺御房修	
一月二八日	公	
三月七日	妙安寺御房	
寛永五十一年五月十五日	大	
寛永五十一年五月十五日	妙安寺御房	
六月八八年七月七日	成	
明治三八八年五月十五日	成	
明治三八八年五月十五日	二四	
成	妙安寺御房	
タ	妙安寺御房	
空	大	
教	妙安寺御房	
タ	妙安寺御房	
加	大	

書画・什宝類

整理番号	標	題	年次	備	考
一〇二	後陽成天皇宸翰古歌御色紙 後柏原天地宸翰詩歌懷紙				
一二三	雲元天皇御宸翰懷紙				
一三三	太閤秀古公筆和歌知聞 徳川家康公真筆和歌詞書				
一四四	伝(淨土三部妙典)七輪 唯信抄(云親鸞筆)				
一五五	唯信抄文意(成然筆)				
一六六	漢音阿弥陀經(包誠のみ)				
一七七	御染筆法号				
一八八	六字名号(達如上人真筆)				
一九九	双幅九僧画像	一幅			
二〇〇	漫稿七僧画像	一幅			
二〇一	親鸞第九字十字名号	二幅			
二〇二	の				
二〇三	の				
二〇四	の				

一五三	実如上人御筆御文	文禄三年	承応年間
一五四	織州三村御檢地帳	慶安元年	慶安元年
一五六	一谷山般頂院妙安寺總起上・下	弘長三年	弘長三年
一五七	寺領御朱印狀(安)	三月十二日	三月十二日
一五九	成然上人消息(安)		

一七六
一七七
一六二
一六四
一六五
一六六
一六七
一七〇
一七一
一七三
一七四
一七八
一七九
一八〇
一八一
一八二

徳川家康公	教如上人	短念佛持	三傳持	鮑原色	漢土	勝原	竹	茶	シ
寄進五条袈裟	持領	佛	船	中	及	茶器	花々	持	色
縫縫	七	金	扇	使	用	器	花	經文	ヤム
縫縫	絆	銅	慢			木		筆名	絆染
縫縫	縫縫	刀像視	幕子	蓋子	入盃	瓶	佛	書	板

三、總社神社關係調查報告(二)

1 總社神社所藏文化財

古文書

(5) 總社神社縁起

卷子仕立てで題鑑はない。幅二十八・五厘、長さ一百四十二・五厘である。(註 原文のまま、ルビなどは朱墨)

○野上州郡馬郡、總社、御地社大明神、草創縁起

○竊、^{モロコシニキ}、^{モロコシニキ}、總社大明神、者非本記所載之紫裂根裂之

神代記曰、磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所生

之子、經津主神是侍也。○經津主神、降坐

生御^{モロコシニキ}、拔^{モロコシニキ}、劍^{モロコシニキ}、御^{モロコシニキ}、亦相股神者、是

其神名^{モロコシニキ}所載、經津主拔鋒大明神、等十社也、

宗元神道義也、兩部習合神道所、謂、總社

真跡、磐筒男磐筒女與一宮拔鋒經津主、父子

彼經津主^{モロコシニキ}者、磐筒男磐筒女神之子也、是、唯一

拔鋒神^{モロコシニキ}為總社本跡、磐筒男磐筒女神之子、

特鑑^{モロコシニキ}鑑^{モロコシニキ}愛常懷故^{モロコシニキ}下故、總社神明板之首

幕第一、祓一宮拔鋒神、且一宮與總社、兩社
宝殿安^{モロコシニキ}置弥勒像、是其明證也誠哉

總社大明神之本體真實理氣^{モロコシニキ}、太極^{モロコシニキ}之

天道即一大空^{モロコシニキ}虛、大元尊神、十八神道根源、
當住神也^{モロコシニキ}具^{モロコシニキ}三妙不調妙用^{モロコシニキ}寂然、不動、而

感通天下故^{モロコシニキ}則出佛家成補處弥勒知定天、

大上入社家顯磐筒男、磐筒女、總社神^{モロコシニキ}勸善徵

惡、而淨性不動、靈体無形矣。仁恩淳和備^{モロコシニキ}、如來

秘密神通^{モロコシニキ}之力^{モロコシニキ}、就^{モロコシニキ}中^{モロコシニキ}以^{モロコシニキ}上野、一國五百四十九社^{モロコシニキ}爲

總社大明神^{モロコシニキ}攝^{モロコシニキ}社^{モロコシニキ}、諸社^{モロコシニキ}故名^{モロコシニキ}總社^{モロコシニキ}有傳記^{モロコシニキ}

總社大明神者、彼神母也本地亦稱而日本安閑天皇御宇中寅三月十五日從南天降臨^{モロコシニキ}。彼神

者一宮拔鋒經津主神也其母者總社真跡磐筒

男磐筒女神也從南天降者如神代記^{モロコシニキ}初番拔

鋒經津主神蒙天照太神勅^{モロコシニキ}降^{モロコシニキ}到出雲^{モロコシニキ}是地神第三代

杵尊時也其後到神武二十八代安閑天皇御世^{モロコシニキ}以一宮父母磐筒男

磐筒女與其子經津主神奉勅^{モロコシニキ}請上野

總社卿^{モロコシニキ}始造^{モロコシニキ}宮号^{モロコシニキ}總社大明神自總社草創

始^{モロコシニキ}寶^{モロコシニキ}今至^{モロコシニキ}慶長十六年^{モロコシニキ}一千三十八年也、

現今幣^{モロコシニキ}矛、劍、^{モロコシニキ}並御神明八十萬神。會^{モロコシニキ}合

總社^{モロコシニキ}甚名^{モロコシニキ}弥勒圓鏡像等秘藏在總社宮

中久代神正神以鏡奉幣致敬。神壇表
仁心。神鏡法智神鶴謂直是神道三寶也。
○備道慈謹候三宝。今跡勸回像表神鏡歟

佛者名大圓鏡智惟夫神聖不過道誠體

物不可殘體施化用事理一貫不割神

明智唯一宗元味者以凡心豈可擬亦動

本迹義哉抑天運以時否泰依命雖飛樓

涌殿壓山崇朝鐘鳴鼓驚龍眠永保年

中化灰燼此時緣起。神名彌彌勒像自

飛雲神木信玄公嘗定寄附朱印蓋在社

務宮柱太數立難樓亟遣雲天殿羅日

又慶長滅伏之神職院其誠歎之至其

造宮之創者柱太板厚知木高知以千尋榜

繩結爲百八十紵寄故神宮託宣曰人則天

天下神々物神々心耶布留き奈

加禮神至^己新禮^未以^未先禮^未宣^未加^未仁

正^未直^未以^未本^未時得神語隨教

祭祀於是疫病始急國內漸謠五殺既成百姓
姓錢之今度長火災造宮之節上古緣起
故再改革之而已

于時慶長十六辛亥年

總社神主赤石氏中敏

(6) 上野國神名帳 (写) 略

工芸品

(1) 青銅版 (県指定重要文化財)

青銅製で縦四十一・二穂、横三十三・二穂、厚さ〇・三穂。下方は円形を呈し、腹部に刺込みがある。一方の面のみに擁座などの造作がみられる。銘は無い。

造作のみられる面には厚さ〇・六穂の縁取りがあり、下端から八穂の位置に擁座がある。擁座は径六穂の蓮華で、蓮弁・中房・蓮子が鋳出されている。懸垂用突起部分は変形をなし、上端から六穂の所に紐孔がある。この懸垂用突起部分は本体上端から六・五穂突き出しており、最大幅二十穂を計る。

(2) 鐘 (県指定重要文化財)

略。前橋市文化財調査報告書第五集に報告

(3) 刀劍類

刀その一 長さ六十六・二穂、反り一・三穂、目釘孔二個。銘は「爾州長船住景光」とあり、裏面に「元徳一年三月□日」とある。鍊合時代末の作品である。

刀その二 長さ六十九・一穂、反り〇・三穂、目釘孔一個。「椎田住政」重の銘がある。

刀その三 長さ四十四・三穂、反り〇・八穂、目釘孔一個。銘はない。

剣 長さ三十五・八穂、目釘孔一個。「相模國住人広光」の銘がある。

槍 平三寸通り。長さ十八・七穂、目釘孔一個、銘はない。

(4) 和鏡

白銅製の円鏡。径は十二・五穂、縁は幅〇・五穂、同厚さ一・六穂。裏面は、外区に「天下一出雲守」の銘が鋳出され、界囲内に蓬萊山が描かれ、鏡座には角が配されている。

蓬萊鏡は鎌倉時代末からみられるが、「天下」の銘は桃山時代以降江戸中期までの特徴といわれている。

(5) 鐵製鏡

中世末から近世初頭の製作と推定される。總社神社に奉納された時期は不明である。最長のものが二十八・三種、最短のものが十二・一種。狩服のものがあることから鏑矢に使用されたと思われる。

(6) 大祭典用猿田彦装束一式

衣・袴・鳥頭・面・大刀がある。製作年代は不明。

考 古 資 料

子持勾玉

滑石製で、長さ十一・三種、最大幅五・六種、最大厚三・八種。一侧面と頭部下部が欠損している。背に五個、両側面に五対、下部に二個の所謂「子」が造り出されている。頭部には、孔が貫通している。また、頭頂には福○・一楓、長さ〇・六種の沈穂が横に刻まれている。

この勾玉は、總社神社境内から出土したもので、この地が古代の祭祀遺跡であった可能性がある。

2 赤石家所蔵古文書

文書番号	題	年次	數量	備	考
赤石家系図					
神名帳(写)					
大神楽次第					
元治元					
一卷	一卷	一卷			
宛先人	平神道仲管政領				
元治元	一卷	一卷			
宛先人	平神道仲管政領				

- (1) 赤石家所蔵古文書目録
赤石家は總社神社の近世を通じて、代々神主を務めていた家である。

赤石家は總社神社の近世を通じて、代々神主を務めていた家である。
赤石家所蔵古文書目録

赤石家は總社神社の近世を通じて、代々神主を務めていた家である。
赤石家所蔵古文書目録

五	物主神社神主出入訴状	文久
六	日光社参につき神事競馬取止め届 天保十四	四
七	上州御明神社御祭地目録(写) 寛文	一通
八	總社明神社御神社領内之御神主より社 僧除き方入籠記(写) 嘉永	六
九	總社明神社御朱印状写(九通)	一通
十	前橋藩寺社方弁書表書(写)	一通
十一	總社明神社領略圖	一通
十二	伊勢崎風土記寫断簡	一通
十三	大神楽次第	文久
十四	兼日神殿掃除齋庭敷設之要 當日刈限役人巫女或魂神樂男 等參集	四
十五	先着座 拝拝如常	一通
十六	次中臣祓 次三枝祓	一通
十七	次護身神祓 次神人以祓申神前以下拂之	一通
十八	次參集之祓各秋我身	一通
十九	次供神膳各禰供神人進前如常	一通
二十	次奉幣 作法在別	一通
廿一	次祝詞 其詞在別	一通
廿二	次拍手ニ各応之	一通
廿三	次行神樂大事	一通
廿四	口鼓	一通
廿五	次拍手	一通

次役人退候神前騎座

次神樂明看座勅盃三献

神人陪膳

次神遊之事

中央

之巫女或覩捧榦舞

舉而立神前

次沙庭大事

一之巫女或覩捧御幣行之

次神宴大事

一之巫女或覩行之

次湯立之事

先唱咒文

一之巫女或覩行之

次里神樂

一之巫女或覩唱之

次執物

榦 御幣 司矢 鋒 鉛

巫女或覩各持之舞之神樂男

鼓 雷 太鼓 拍子等各從其役

次役人進神前正笏申懇心之祝詞

次顯神明之懇談

次拍手 各應之

次撤神講 次役人以下各退上

右授与平仲政訖

慎而莫怠矣

元治元年十一月一日

神道印

上州惣社明神社領換地日錄(写)

御朱印萬貳拾六石

田畠合老町六反五畝貳拾九分左太夫分

屋敷四反老町貳拾步但藏共 同人

林晝反老町貳拾步

合武町老町四反老町貳拾六步山城分

屋舗五反八畝貳拾八步但藏共 同人

合武町貳拾四步

二口合四町貳反九步但百石付拾巷町

之割

此石高三拾八石貳斗八合

右之分無甲乙双方割渡次第

東町老町反四步半 神主分

此石高拾九石老町四合

武町老町反四步半 祝 分

此石高拾九石老町四合

右神主祝擔分之田畠屋敷共 此度

令模地神主擔分之内九畝拾步半祝方在

為渡等分二丙人江割渡之

外役人屢數檢地之事

社僧屋敷三反六畝步

燈明屋敷九畝貳拾四步

神主支配

祝支配

神業屋敷貳反七畝拾八步

祝支配

調拍子嚴敷者反武歎六步 同 斷

四口合八反五歎八步

此石高七石七斗八升貳合

右四壁敷涌々々神主被支配致來之由

向後茂其通可仕之

都合田畠五町五歎貳拾七步

石萬合四拾五石九斗九升

渡辺八右衛門 印

寛文四年十一月五日

神主

左太夫

山城

山口七兵衛 印

祝

山城

舟書表書(写)

一御家御條目之趣急度可相守事

一神事仏事其外不依何事新規之儀不可取建有米ル儀ニ茂例替たる

品化間敷候先年從公儀被

仰渡候然共此度御所善リニ付右例をかへ

就其儀ニ及出入等候者吟味之上其所

之役人等迄可為越度事

一境内に古不有之者寺社之歸也修覆

伐採事

一寺社盛衰修復と申立境内社地之

竹木伐採或者作科足日与申立相拂
候族有之者吟味之上相応之儀者可

申付候早速可加修覆候等閑にいたし

儀候ハ急度可及沙汰候

附拂木之事寺務權カ有之等處之

候者いかにも遠慮可有之事候併大祓之

節書各別之事

一諸寺院他領と御領分ニ兼帶寺難成

事候御領内にて兼帶之儀者吟味之

上可申付候然共從前々兼帶いたし

有之ゆ寺院者住持交代已前に可申

出ゆ可及差國事

一御領内為自分勸化停止之事

一不行跡之僧俗茂有之ゆハ其外

寺より常々可被心を付儀專要之事付

附寺院境内竹木獣不可伐採之

然共子細於有之者奉行所止相斷可

任差國事

右之趣可相守之旨可被申渡者也

寛延二年

早川主膳

根村伊織

好田主水

細中主鈴

早川茂左衛門

小河原監物

多加谷治郎右衛門殿

右被仰出本御條目之趣急度

安井与五右衛門殿

可被相守者也

寛延三年年一月

安井与五右衛門

多加谷治郎右衛門

雖然無難子細於有之者、奉行所江
相達可受差圖、且又先代より住來浪人者
各別たるの間、出所宗旨承届健成者
におひてハ、奉行所相斷可差圖事

城越村

義林寺

龍藏村

龍藏寺

紅雲分

龍海院

向領

諸寺社方

附門前に自然遊女等融置候儀禁之事
一行衛不知もの寺内門前ニ一夜之宿をも
不可借、自然不審成者來ゆ者、早々
奉行所江可致注進、勿論手負たる者
融置問鋪事
下人召抱ひ儀、其者之在所井宗旨を
聞属、請人を極、召仕へし、請人無之
下人召雇聞敷事

附門前に者共請人無之質物不可

取之、別而下直成物者遂僉議其物
之名主江相断可取之、且又田畠質物
之儀名主江相判於無之者、證文に立
間敷事

一他領より召置候奉公人并僧俗令
返留候者、奉行所江可申出事

一寺内門前に借屋之者於差置者、其

者之在所宗旨を改、請人を取奉行所江

相達可任差國、雖然渡世之經營もなく、徒に口を送り、殊に及夜陰人を

集る族於有之者、遂吟味思覺之語行
有之者、早々奉行所江可相達、若令池断

脇よりあらわるよおゐてハ可為越度事
一寺内門前に浪人差置へからず

二月十七日

寺社役所

本寺他領ニ有之寺院者、一寮之隣寺
并旦中より心を付可止事ハ、異見を
加へ不相改ニおむて者、事微成内ニ可
被申出事
一隣居いたしむ僧再住者不及申ニ、他村之
住持職共ニ難申付ハ、併無趣証にて

於相願者吟味之上可及差園ひ事

一 徒自分退院之僧御領内之徘徊

難成事

八幡村 高井左京
天德寺

一 木門之寺を無住ニいたし置、所務ヲ本寺は

取納候族茂間々有之様ニ相聞へい、早竟

零落之基也、本寺方遂内談可

施修復を加へ相残候者罷抹(レ)不承様ニいたし

置、後住候節引渡可申事

ヶ間敷袋不可申出、惣而諸事

不用之文

一 諸事結使党致荷担堅御制禁

たり、若於相背者、道理たりといふ共

相立問敷事

一 神事祭礼之儀、奉行所江相達經可

執行、社堂修造之儀向前提之事

一 火事ハ難為不意之靈油断より出来す

然上者其品ニより沙汰可有之案、寺内

并門前之者迄堅可申付事

一 博奕御停止たり、尤宿いたず輩者別面

可為重科、其外恩党之宿不仕様ニ

堅寺内門前之者江可申付事

御都中等社方不參之為名代攝寺共

昨十六日寺社御奉行所江被召呼、御條目

致拝見候、左様ニ御心得可被成候、村々諸寺院

方江為拝見穿相廻ニ付、為念如此御座候、以上

二月十七日

茂木町 大善寺

山名村神主

一 神事仏事見世物等都而人集り候
一 行物類等前廢ニ役所江可申出候、可

河原浜村 玉藏院

藤岡村笛木町 光台寺

山名村 勝金寺

一 樓家之内縫付ノ男女普提祈願何れ
ニ而茂無抛儀にて先様之旦那寺に改たき
旨相断候者、任望可然事

附村替者同断之事

一 諸触遠紙其外部面之儀寺社修驗

相続施行人等餘多有之小間、其村名主

方江中遣、夫より可相遠(レ)、左様ニ可被相心得事

一 藩御勘氣(シ)御扶持人之子孫、或者御領内

町人百姓等之御化置ニ相成候者之子孫

之僧御領内に住職難中付(シ)之間、住職

願之節、本寺又ハ御領内に本寺無之

寺院者其村々名主頭且中致吟味、

相障儀於之僧ニ者可願出事

附先代より住職致米(シ)分者各別

及差圖事

「他所職人等用ニ而原置ム共、一三日宿事者其功之名主江相断、数日為致還留ひ者役所江相達可任指図事

午二月

四、昭和五十二年度埋蔵文化財調査概報

芳賀東部団地遺跡

一、所在 地 前橋市鳥取町字藤塚八七五

二、調査年月日 昭和五一年五月一〇日
他六一筆

三、土地所有者 前橋工業團地造成組合

四、発掘調査結果の概要
(+) 遺構・遺物の數量
イ 遺構數

管理者 清水一郎

四、発掘調査結果の概要

(+) 遺構・遺物の數量
イ 遺構數

四、発掘調査結果の概要
一、所 在 地 前橋市鳥取町字藤塚八七五
二、調査年月日 昭和五一年七月十八日と八月三十日
三、発掘場所 前橋市總社町總社(一四三五一一、一四三五二一)

四、発掘調査の概要
口 遺物量

羅文時代 上器・石器 バン箱 一五箱

奈良・平安時代 上器・鐵器・石器 バン箱 四五箱

(+) 遺構・遺物の概要
昭和五一年度の継続調査であるが、前年度に比較して、遺構・遺物の數量は少なく、発掘調査終了面積は約五・五haにも達した。

イ

○ 鎌文時代 住居跡は前期(約六〇〇〇年前)と後期(約三五〇

〇年前)に属するものがある。前期住居跡七軒は年代的に相後するに見られ、住居跡の形態・炉の施設等の変遷を知る上で貴重な資料である。後期の住居跡はすべて敷石住居でわざかの時間の巾は考えられるが、現在までに群馬県内で発見されている敷石住居跡のなかでは新しい年代に属し、比較的多様な形態が見られる点から、敷石住居跡の包蔵する諸問題(主として敷石住居の性格)の解明のために役立つ資料と考えられる。遺物は前期住居跡からは群馬県内では今まで見られなかった土器が発見され、後期住居跡からは石棒状の石が多く発見された。期住居跡からは石棒状の石が多く発見された。

ロ 奈良・平安時代 この時代の遺構・遺物の數量が前年度に比較して少なかった。広範な台地上の一方の地域には軒をつらね、住居跡が重複する密集地があり、同じ台地上の隣接地に住居跡の存在しない地域があることが判明した。このことは聚落のあり方、機能等を考えた場合、意味あることと考えられ、今後の新しい問題とみられる。製鉄跡の一つでは製錬段階から小鍛冶段階までの工程を含む施設が発見され、多量の鐵滓が出土した。この遺構は全国的にも稀なものとみられ、貴重な資料である。遺物は平安時代でも比較的新しいと見られる土器類の出土があり、注目されれる。

山王廃寺跡第四次調査

一、所 在 地 前橋市總社町總社昌樂寺廻り地区

二、調査年月日 昭和五一年七月十八日と八月三十日

三、発掘場所 前橋市總社町總社(一四三五一一、一四三五二一)

四、発掘調査の概要

(+) 造構数

掘立柱建築遺構 一

堅穴住居跡 五

溝状遺構 二
円筒埴輪用の特殊施設 一

(+) 遺物量

瓦を主に土器・陶器・鉄製品・円筒埴輪等プラスチック製バン箱
七十箱及びダンボールみかん箱約三十箱分

(+) 遺構・遺物の概要

発掘場所は塔心礎の北約二〇m付近一帯の畠地である。ここは、第一次調査の際に掘立柱建築遺構と堅穴住居跡の存在が確認されていた地点である。今回の調査では、この掘立柱遺構の面的な広がりを追い、その性格をあきらかにすることをねらいとした。調査の結果、この遺構は、東西に伸びる長大な遺構であることが判明したが、種々の制約から全貌を把握することができなかつた。

掘立柱建築遺構——東西に長い建物で、桁行九間梁行三間である。この建築遺構の西端の南北に並ぶ四個三間の柱穴列が、第一次調査の際に発見され、当時、北門跡と推定した。今回、この柱穴列に直角で東西に伸びる柱穴列が発見された。すなわち、建築跡の西端と南端の柱穴列が判明した。しかし、中央部から東北部にかけては未発掘である。したがって、詳細は明らかでないが、塔跡の北二〇m付近という寺域上の位置と南北六筋三〇m、東西約二三〇余の規模等からして、僧房あるいは食堂のような建物跡と推定されている。

堅穴住居跡——五戸の堅穴住居跡（七号～十一号）が発見された。そのうちの三戸は、前述の掘立柱建築遺構の一部と重複しており、他の二戸も隣接している。特に、一〇号住居跡は、既に掘立柱遺構の柱穴と重複しており、年代判定の重要な資料を提供している。また、各住居跡内からは、かなりの量の瓦が発見されており、壇内に使用している例もみ

うけられる。いずれの住居跡も遺構・遺物の状況から時間的に差のないものとみられ、遺構の重複を合わせると、掘立柱建築遺構のものとみられる。

円筒埴輪用の特殊施設——掘立柱建築遺構の南端近くに円筒埴輪をつけた上管状に使用した特殊な遺構が発見されている。これは、円筒埴輪本来の使用法でなく転用とみられるが、掘立柱建築遺構と関係のある施設であるか否か今回の調査のみでは判断がつかない。

遺物——瓦が大半であるが、土器・陶器・鉄釘・壁土等も出土している。瓦は寺院に伴うものであろうが、掘立柱建築遺構のものと断定できるような形での出土状態は確認されていない。大方は、第二次乃至第三次堆積とみられる層からの出土である。瓦の中で注目されるのは、素弁・復弁・重弁の軒丸瓦、素文・三重弧文の軒平瓦などである。土器類も住居跡内出土のもののほかは、掘立柱建築遺構に伴うものか、住居跡に伴うものか判定のつかないものがほとんどである。土瓶器や須恵器の塊や坏等が多いが、三彩・二彩・綠釉・灰釉・鉢碗等の破片など、注目すべきものも若干出土している。

まとめ——塔跡の北約二〇mの地点は北門跡と推定していたことから寺域の北限かとも考えられてきた地点であるが、僧房あるいは食堂とみられる寺の一堂であり、北限はさらに北へ進む可能性がでてきた。この掘立柱建築遺構は今後、全貌を明らかにする必要があり、寺域や伽藍配置を究明していくうえで、大きな意味をもつていている。

詳しくは「山王院寺跡第四次発掘調査概報」を参照されたい。

前橋市文化財調査委員（五十音順）

尾崎喜左雄

（昭和五十三年一月四日逝去）

中沢右吾

松田徳松

丸山知良

山田武麿

昭和52年度
文化財調査報告書 第8集

印刷 昭和53年3月25日

発行 昭和53年3月30日

発行所 前橋市千代田町一丁目8-8
前橋市教育委員会事務局
社会教育課（電話32-6538番）

印刷所 前橋市大手町三丁目6-11
有限会社 原田印刷所
電話 31-2665番